

Title	續 小机の二つの寺
Sub Title	Two buddist temples at Kozuke, Yokohama (continued) : Unshoin (雲松院) temple new interpretation of the charters kept in Unshoin
Author	淺子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1956
Jtitle	史学 Vol.28, No.3/4 (1956. 3) ,p.1(279)- 21(299)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19560300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 續 小机の二つの寺

淺子勝一郎

二つの寺とは泉谷寺と雲松院である——その雲松院に、「桐圭」の朱印狀三通<sup>(二)</sup>と「有虞寶印陶唐」の朱印狀一通<sup>(三)</sup>が現藏されている。その由來を尋ねるのが本稿の目的である。

雲松院の開基は笠原信爲で、この寺はもと信爲が季雲永岳を請じて開いた神太寺を同寺の第二世天叟順暦が小机に移して雲松院と改めたものと傳えられている。<sup>(三)</sup>因に現在雲松院に安置されている信爲の位牌に乾德寺殿雲松道慶庵主明應四乙卯年六月八日とあるが、「小田原記」笠原越前守追善の條には雲昌慶公庵主 弘治三丁巳年七月一十六日と見え、法名は鬼も角として忌日はこの方が正確に近いのではなかろうかと思う。

なお同寺の第十二世別峯宗天が天和二年に記した「臥龍山雲松院起立記」によれば、後北條氏が威を關東に振うに當り笠原信爲をして小机城主たらしめたとあり、<sup>(四)</sup>この記録にして正しければ、雲松院所藏「笠原信爲文書」に右熊野堂五貫文者、早雲寺殿御茶湯爲分永代寄進申者也、代官之事者沼上藤右衛門に申付候、何時も從寺家可有御催促候、爲後日仍如レ件

享祿二巳丑年十二月十三日

笠原越前守信爲（花押）

雲昌院 參

と見えているから信爲が本寄進狀を發した享祿二年頃彼は既に小机城主であり、雲松院も小机に移つていたのではないかと推定される。

さて「小田原衆所領役帳」<sup>(五)</sup>に見える笠原藤左衛門同彌左衛門等は何れも信爲の支族と考えられるのであるが、「笠原信爲文書」の沼上藤右衛門は彼の配下であろう。また前記役帳の小机三郎（後上杉輝虎の養子となり景虎と名乗つた）の知行の中「豆州小坂ノ内 沼之上」と「雲松院所藏文書」中（註一〇参照）の「沼上奉之」の沼上は何れも藤右衛門の一族と思われるが或は同一人であるかも知れない。ところで同文書中（註一ハ参照）に見える所謂小机四人衆は「新編武藏風土記稿」に

百姓加左衛門

鈴木を氏とす、除地三段九畝二十七歩を所持す、

百姓十右衛門

野呂氏なり、是も除地三段九畝二十九歩を所持す、

百姓六右衛門

藤井氏なり、除地三段九畝二十五歩、

百姓七兵衛

酒輪氏なり、これも除地三段九畝一十二歩、加左衛門以下四人の先祖を小机の四人衆とて、北條家分國の頃土著せし侍なりと云、惣てそのかみ地士の組合で軍務にあづかるものを、三人衆四人衆など云は其頃のならばしなり、大見の三人衆、當麻の三人衆など云こと、「小田原役帳」にも見えたり、天正十八年小田原陣の時、秀吉よりあたへし朱印を今に藏す<sup>(六)</sup>、其餘文書をも持傳へり、又先祖の佩刀なりとていづれも古刀一腰を藏せり、かゝる舊家なれば、正徳の頃までは夫役のものを指揮せしといふ、其頃のものとて伊奈半左衛門が家人より人足のことを云ひおこせし狀などを藏す。又四人ともに除地を抱ゆることは、延寶七年檢地の時、秀吉よりの制札に四人衆抱分とあるを以て、ことさら彼等が所持の地を、除地とは定められしといへり

とあり、この四人衆については、鎌倉以東で宗牧を迎えたのは小机衆であり、その「東國紀行」<sup>(七)</sup> 天文十三年三月三日の所に「程なくかな川に着きたり。此の所へも、こつくゑの城衆へ言ひ付けられて、旅宿慶運寺に構へたり云々」と見え、また栗原清一氏舊藏文書には

小机家中之領分借米有レ之歟、令ニ難澁ニ不出候哉、非分ニ候、借狀之任ニ文言ニ有ニ催促ニ可レ取候、若及ニ蒐角ニ鄉村有レ之者、急度此方ヘ可レ被レ申候、速可ニ申付ニ候、仍如レ件

甲申 二月十四日

興津右近 奉之

鈴木又右衛門殿

とあつて、小机の家中の知行を宰領していた鈴木又右衛門が當時の四人衆の一人であつたことはいうまでもないが、兎も角この四人衆が前記の沼上氏と共に小机方面に相當な權威をもつていたことは推察に難くない。なお本書状にも例の「桐圭」の朱印が捺されている（鈴木又右衛門宛の「桐圭」の朱印状はほかに四通泉谷寺に保管されている）

ところでこの「桐圭」の印判を捺したものは駿河の「獅子濱植松文書」（駿河には獅子濱厚原の兩「植松文書」がある）にも數多く見られるが、その中癸酉（天正元年と推定される）一一月朔日付のものの奉行に二宮織部丞の名が見え、これは酉（同年）七月十七日付のものに二宮織部、甲戌（天正二年）七月四日付のものに唯二宮更に「稻垣文書」（舊「多門坊文書」）二、宮織部之丞あるものと恐らく同一人であろう。この二宮の祖父かと思われる織部正が大永三年に泉谷寺を開いたと傳えられているのである（寺傳では開基は北條氏綱となつてゐる）小机の二つの寺——泉谷寺と雲松院は、そのそれぞれの開山季雲・永岳・見譽・悅公が大永六年と弘治二年に示寂しているところから、少くとも千五百年代の前半に何れも後北條氏の由緒ある臣下によつて開かれたことを窺い知ることができる。

さて前述のように笠原信爲は享祿二年頃既に小机城主となつていたのであるが、後子康景（能登守）これを襲い孫照重（平左衛門）の代に及んだ。「小田原衆所領役帳」には

一左衛門佐殿 知行。

千百六拾八貫七百五拾七文。

西郡 東郡 河越卅三郷  
飯田岡分。 岩瀬郷。 多岐内。  
小机 中郡 豊州  
綱島箕輪共。 入野江。 川津江。（郷）

一 小机  
三郎殿

八百八拾八貫九百五拾六文。

武州(郷)小机本江。小机鳥山。同保土ヶ谷。鴨居。  
比企郡平沼。小机荏下。同恩田。西郡西大友。  
江戸本郷。豆州小坂ノ内。沼之上。

久良岐郡反錢ニ而被進。

と見え、永祿二年頃小机地方は北條氏康の子左衛門佐即ち氏堯と小机三郎即ち氏秀（後の上杉景虎）の兄弟によつて分領され、小机城の所在するあたりは氏秀の勢力範囲であつたことがわかる。しかし彼がその城主であつたかどうか確證はない。「新編武藏風土記稿」には

按に「中葉諸城主」及び「關東古戰錄」等の書には、北條左衛門佐氏堯も當城に在城せし如くしるせり、又「九代後記」には天正九年、北條左衛門佐家子武州小机城主笠原平左衛門をして合戦せしめしか、此年討死せしと云、是によれば當城の邊すべて氏堯の領地にして、笠原も氏堯に屬して在城せしなるべし

と見えてゐるが、今氏堯の小机在城の時期を明にすることはできない。唯氏秀が上杉輝虎の養子になつたのは元龜元年四月であり、氏堯が小机を領するに至つたとすれば、それは四月以後で、彼の小机在城も「當城の邊すべて氏堯の領地」も元龜元年四月以後のこととすれば恐らく事實であろうし、また笠原平左衛門が天正九年に伊豆戸倉の合戦に討死するまでの或期間小机城主であつたとしても必ずしも不都合ではない。

さて「桐圭」の印判は方一寸九分五厘で、この印判を捺した文書は今日相等遺つてゐる。但しその日付は干支或は十二支を冠したものと年月日で記したものと唯月日を記したものとがある（干支を冠したもの十六、十二支を冠したもの十三、年月で記したもの二、月日のみを記したもの三）

この朱印狀はその發行の時から考へて、駿河の「獅子濱植松文書」に未四月晦日とある未が元龜二年、「武州文書」に戊子九月廿四日とある戊子が天正十六年と推定されるから、その發行期間は大體十八年ということになる。

そこでこの朱印狀を出した人は誰かということになるのであるが、まず見逃してはならないことは、この朱印狀が天正九年を境としてその遺存している地域に劃然たる相違を示して いることである。即ち天正九年以前においては「桐圭」の朱印は二十一通の駿河の「獅子濱植松文書」と一通の駿河「龍雲寺文書」つまり駿河關係の二十二通に對し「雲松院所藏文書」等四通の武藏關係のものに見られるのであるが、同十年以後においては悉く「武州文書」で一通の駿河關係の文書にもこれを見出しえないのである。これは果して如何なる事情に基くものであろうか。抑々伊豆戸倉城は小田原の老臣松田憲秀（尾張守）の子笠原憲定（新六郎）が氏堯に代つて鎮めていたのであるが、天正九年彼は武田勝賴に誘われてこれに降り、同年十一月戸倉の向城太平城に籠る氏堯を攻めた。氏堀はそこで武州小机の城主笠原平左衛門をして太平と戸倉の間の手白山に防戦せしめたが及ばず遂に平左衛門は討死(九)し、斯くして北條氏の勢力はこの方面から後退するに至るのである。「桐圭」の朱印狀が天正九年まで駿河の「獅子濱植松文書」に存し、同十年以後は一通もこの方面に見られないという事實は斯る事情によるものであるとともに、場合によつては氏堀がこの印判を用いたらうことを疑わしめるものである。

ここで時代が前後するが平左衛門の父笠原康景（能登守）について一言しなければならないが、「江戸名所圖會」<sup>(十)</sup>には「小田原記」を引いて、大永四年に北條氏綱が小机城を普請して笠原越前守同能登守父子を城代としたと記されているが、これが若し事實だとすれば、笠原三代は既に大永頃から天正の中頃まで約六十年の長きに亘つて小机城主として少くとも小机城將として後北條氏に重きをなしていたことがわかる。康景は永祿十二年十二月武田信玄との軍に従い蒲原に戰死している。氏政は同年七月には布施佐渡守に命じて蒲原城を守らしめ、八月には堺和氏續を駿河興國寺城主とするなど武田氏に對する備を怠らなかつたようであるが、信玄は早くも九月のはじめには上野から進んで武藏鉢形城に氏邦を攻め、十一月には越後の潰亂、駿豆兩州の掌握を神佛に祈つている。<sup>(十一)</sup>結局この合戦に城主北條新三郎（綱重）をはじめ部將多く斃れ、<sup>(十二)</sup>北條氏の勢威ようやく衰うの感がある。蒲原合戦に先だつて講ぜられていた氏秀を輝虎の養子たらしめる方策も對甲、越相共同戦線の整備のためとはいえ、北條氏としては已むを得ざるに出でた窮境打開への一手段であり、氏秀は體のいい證人であつたとも見られるのである。

さて前述のように永祿二年頃小机地方は北條氏堯氏秀の兄弟によつて分領され、小机城の所在するあたりは氏秀の勢力範圍であつたのであるが、永祿十二年以來上杉氏と北條氏との間に頻りに和議が重ねられ、その和約の一條件として、遂に元龜元年氏秀は輝虎の養子となることになつた。<sup>(十三)</sup>事實「上杉家文書」の中には、永祿十二年から元龜二年の夏頃にかけて、氏康氏政から輝虎に宛てた書狀が數十通傳えられているが、元龜二年十月の氏康卒去の前後を境として越相間の和破れ、「上杉家文書」中にも、元龜二年四月十五日付の氏康の書狀を最後として、以後北條氏關係の文書は一通も見當らない。

ところで相田一郎氏によれば越後に養子となつた氏秀を襲つて氏堯が小机城主となり、「雲松院所藏文書」に遺る「桐圭」の朱印状は氏堯の發したものであり、しかもこの印文は當時の事情をよく物語つているといふのである。その印文の解釋は實は同様の朱印状を家藏されていた故栗原清一氏の與えられたものらしく、即ち「史記」晉世家第九に

成王與叔虞戲、削桐葉爲圭、以與叔虞曰、以此封若、史佚因請擇日立叔虞、成王曰、吾與之戲爾、史佚曰、天子無戲言、於是遂封叔虞於唐

とあり、周武王の子唐成王がその弟叔虞に桐葉を削つて圭となしたものを與えて彼を唐王に封ずる約束の印としたが、後遂に叔虞が弟でありながらこの桐圭の約に従つて王位に即いたという事實（圭とは封侯・祭神・聘問等に際して天子の印として用うるもの）は、正に氏堯が兄氏秀に代つて城主となつた事實と符合し、氏堯は唐成王が約束の印とした「桐圭」の文字を撰んで自らの印判としたものとし、「桐圭」の印判を用いたものは氏堯であると考證されたのである。

成程この「桐圭」の朱印状は氏秀が輝虎の養子となつて越後に赴いた元龜元年四月以後一年を経て、未（元龜二年と推定される）四月晦日の日付で駿河の「獅子濱植松文書<sup>(十四)</sup>」に初見している。これはつまり現存する「桐圭」の朱印状に關する限り、氏秀の越後入國の時日を遡るものは一通もないということを表明するものである。

そこで「小田原衆所領役帳」に見える氏堯氏秀の知行關係から、氏堯が氏秀の後を襲つて小机地方を領したろうことは必ずしもあり得ないことではないが、その時彼が果して小机城主になつたものであるかどうかは遺憾ながら不明である。唯前述のように「桐圭」の朱印状が、戸倉合戦の行われた天正九年を境としてはつきりした遺存區域を示していることについて、この方面と氏堯との何等かの深い關係を明にすることはできないものであろうか。

「小田原記」によれば永祿十二年の蒲原合戦に城主北條新三郎（綱重）が戦死して、その父幻庵は氏秀を養子として所領を残らず譲つたということになつてゐるが、「小田原衆所領役帳」には「幻庵御知行」中「豆州太平」の名が見えている。氏秀は元龜元年に輝虎の養子となつて越後に入るから、その後は恐らく小机地方と共に氏堯の所領となつたのであるまいか。「植松文書」の殘る獅子濱も龍雲寺のある多比も戸倉に近く現在共に沼津市に入つてゐる。前述のように「桐圭」の朱印狀は天正九年以前においては駿河關係のものが壓倒的に多いという事實は、若しこの朱印狀が果して氏堯の發したものであるならば、天正九年以前彼は小机地方よりは寧ろ戸倉地方に權力を振い、いい得べくんば永祿十二年の蒲原敗戦後對甲州戰線の守將として重きをなしていたのではないか。因に氏堯の名は戸倉地方に所領を得てから新三郎の別名たりしものをとつて氏光を改めたものであろう。

ここで氏堯の印判と思われる他の二者について一應觸れてみよう。

まず「有虞寶証陶唐」の印判であるが、この印判は方二寸一分五厘でこれを捺した文書は今日僅に伊豆の林際寺と武藏小机の雲松院に各一通遺されているのみである。

相田氏によればこの朱印狀が氏堯の發したものであることは明確で、その理由は「林際寺文書」の中に、氏堯の發した壬戌八月廿日付の寄進狀即ち

爲瑞泉庵弔ニ、河津庄林際寺ニえ、毎年五貫四百文宛奉ニ寄附ニ候、二季彼岸施餓鬼并盆、三度三貫文靈供免、僧扶持貳貫四百文、合如此、毎日法花經一卷宛奉ニ讀誦ニ後生葉可レ吊者也、仍如レ件ナシ  
(永祿五)  
壬戌

八月廿日 氏堯(花押)

林際寺 参

とあるものと、この印判を捺した同日付の朱印狀即ち

河津年貢(の内?)□□以ニ五貫四百文、村串鳥澤鈴木前より可レ有レ御請取レ候、仍如レ件

壬戌

八月廿日

參

とあるものがあり、各々その右筆を同じくしているのでこの印判は明に氏堯の使用したものであるというのである。

なおこれは何れも氏堯が林際寺に對して河津庄の知行を寄進したことに關するもので、壬戌は永祿五年に當り、同一年に注進された「小田原衆所領役帳」の左衛門佐殿即ち氏堯の知行中に「豆州河津郷」の名が見えているところからも相

田氏の斷定は誤つてないと思う。

ところで他の一通が辛酉閏三月廿三日付雲松院宛の制札で、寺中門前の竹木伐採と横合非分の狼藉を禁止したもので、辛酉は永祿四年に當り、「小田原衆所領役帳」に見える知行所から判断すれば、この制札は小机三郎即ち氏秀が出すのが至當であろうが、氏堯も小机領(網島箕輪)を知行しているのであるから、彼がこの制札を出して不都合

もなきそつである。

次に「福壽」の印判は方二寸で、この印判を見る文書は現在駿河「稻垣文書」（舊「多門坊文書」）中に僅に一通を數え得るに過ぎない。その一通に

須津庄之内八幡愛鷹并別當屋敷、竹木伐取事堅令停止畢、若背此旨者有レ之者、彼者召連當城可レ被レ參者也、仍

如レ件

（永祿十二年）

巳七月四日

二宮織部之丞

奉之

長谷川八郎左衛門尉

須津内八幡  
多門坊

とあり（多門坊は須津八幡宮の別當でその寺地は現在の富士郡須津村中里に入っている）他の一通は（註八参照）小麥石砦の管理を多門坊等に命じたもので、それに「氏政氏實へ御取合可申上候」とあるを見れば、この朱印狀が北條氏關係のものであることは明である（氏實は幻庵の子で興國寺城主たりしものであろうと思われる）しかしこの「福壽」の印判を以て氏堯の押捺なりとする所以を積極的に明にし得るものはないが、消極的には、この一通の奉行の一人二宮織部之丞は、氏堯が氏秀を襲つて發したと思われる元龜元年四月以後の「桐圭」の朱印狀——その初見は「獅子濱植松文書」に未四月（元龜二年）晦日の日付のあるものであるが——例えば同じく「獅子濱植松文書」<sup>(十七)</sup>に奉行として二宮織部丞二宮織部或は唯二宮とあるものと同一人と想像されるから、前記の一通は氏堯の發したものであり、従つてそれに見られる「福壽」の印判は氏

堯の使用したものであるうといふ推察も一應許される譯である。

結局現在遺されている文書についていい得る限りでは、氏堯は永祿四五年頃「有虞寶印陶唐」の印判を用い、その後「福壽」に改め（少くとも永祿十年にはこれを用いている）更に元龜一年から天正十六年まで前後十八年に亘つて「桐圭」を押捺したと考えることができよう。

要するに「有虞寶印陶唐」・「福壽」・「桐圭」の印判は何れも氏堯所用の確證あるものではないが、僅に「有虞寶印陶唐」の印判が、何れもその右筆を同じくする伊豆林際寺所藏の二通の文書の一方に見え、他方に氏堯の花押を認め得られるところから、且氏堯がその書狀を宛てた當の林際寺が彼の知行の中にあるところから氏堯所用を認め得るのである。相田氏によれば「桐圭」の朱印狀が天正九年を境としてその遺存區域に劃然たる相違を示している理由は、同年氏堯が戸倉において勝賴に敗れ退いたためで、これが氏堯が本印判を用いた第一の證據であり、更に「桐圭」の印文は「史記」に傳える唐成王が約に従つて弟叔虞に社稷を譲つた故事をあらわしたもので、これは氏秀が元龜元年越後に輝虎の養子となり、その後を弟に襲がせたことを意味するものであつて、これが第二の證據であるというのであるが、第一の證據は兎も角として第二の證據に至つては聊か穿ち過ぎた嫌いがないでもない。第一氏堯が氏秀の故地を襲つたといふ確證は全然ない。相田氏は「桐圭」の故事に合致せしめためか「もと小机城主であつた人は氏堯の兄三郎氏秀であつた」ともいわれているが、氏秀果して小机城主たりしや否やも不明であるし、「氏堯はその兄氏秀の後を襲つて小机城主に就いたのである、今こゝに掲げた印文桐圭の文字は正にこの氏堯が兄の氏秀に代つて一國の城主になつた事情を物語つてゐるのである」も性急に過ぎるものがある。<sup>(十七)</sup>

故人の言説を云々することは筆者の本意とするところではないが、氏堯は氏康の六男氏光の別名であり、氏秀は同七男である。「小田原衆所領役帳にも」「左衛門佐殿知行」を先とし「小机三郎殿」を後としている。ここにも長幼の序を見る事ができる。また相田氏は城主をしきりに氣にしていられるが、小机城は方三町にも満たざる蕞爾たる山城で、これを以て一國一城の主としての權威を誇ることは到底できない。

さて「桐圭」の印判は相田氏が挙げていられる條項だけでは、その氏堯所用を證據だてるに足らず、氏堯と戸倉地方との密接な關係が明にされなければならないが、前述のように、氏堯と同地方との所領關係を窺わしめるものもあり、更に同地方が當時の對甲州の戰略上の據點として、小田原役に早川口の守將となつた氏堯の一方に將たるの器がここに迎えられたと見ることも強ち無理ではなかろうと思う。斯く見來れば「桐圭」の朱印狀は氏堯の發したものであり、またそれが天正九年の戸倉敗戦を境として遺存區域に劃然たる相違のあることを正當に理解されよう。唯その撰文の眞意は、氏堯が兄氏秀に代つて一國の城主となつたことを示さんがためのものではなく、氏堯の他の印判「有虞寶証陶唐」（有虞は帝舜陶唐は帝堯）や「福壽」と考え合わせて、彼が盛徳を以て天下に臨み、人民の福祉と社會の平安に意を用いたという古の聖天子を心に描いていたことをあらわしているものと解することはできないであろうか。しかしこれも亦穿鑿に過ぐるのそしりを免れないであろう。

「雲松院所藏文書」に見られる印判の由來をものがたることはできても、その由來を明にすることはできない。

小机の雲松院には「有虞寶証陶唐」と「桐圭」の朱印狀が現存する——これだけは嚴然たる事實である。これをなまじいに云々することは徒に事態を非現實化するおそれがある。

小机の二つの寺は「謎」を藏している。

こう結論する方が或は無難であるかも知れない。

註

(一) イ、鳥山之内神臺地雲松院分指地指出

貳丁壹反大七十步

分錢拾貳九百卅二文

七段小四十步

分錢七百四十四文

四百八十二文

以上拾貳貲百五十八文

役錢之儀は寺にて可レ被ニ仰出一候也

元龜三年  
中

久米玄蕃助(花押)

武圖書助(花押)

中田加賀守(花押)

十一月朔日

雲松院領

代官

百姓 中

口、雲松院寺領之内、他寺へ引由聞届候、誠無ニ是非ニ次第に候、抑彼寺領爲ニ如何、他寺之縡可レ有レ之候、自今以後、少成共脇  
ヘ引由聞届候者、彼寺領取放可レ申候、爲レ其以ニ印判ニ申定者也、仍如レ件

亥

十二月五日

沼上奉之

雲松院

ハ、當夏中被レ置ニ江湖ニ之由尤候、自然聽衆之者於寺中致ニ狼藉ニ輩有レ之者、則交名可レ被ニ申越、若又至候時、喧嘩口論におるては、即時に四人衆に可レ被ニ申断ニ候、定て其沙汰可ニ申付ニ者也、仍狀如レ件

丙子

三月十六日

雲松院

(二) 制札

右於當寺中門前共ニ竹木切取事、堅令ニ停止ニ畢、并横合非分申候輩有レ之擄取、笠原平左衛門に可ニ相渡ニ者也、仍如レ件

辛酉閏三月廿三日

高井大炊助 奉之

雲松院

(三) 「新編武藏風土記稿」によれば同寺は天文年間の草創で、開基は小机城主笠原越前守信爲、開山は季雲英岳和尚とある。

(四) 別名を「北條家所領役帳」ともいう。永祿二年に太田豊後守・關兵部丞・松田筑前守が命を受けて奉行となり、北條氏關係の所領を検査したもので、「續群書類從」(卷第七百一本武家部五十七)にも收められているが、誤字が頗る多い上に數種の異本があり史實の確定を期し難いうらみがある。

(五) 武藏國多東郡小机根古屋城者、應仁年中、鎌倉之管領定正之家臣太田道灌、築ニ城壘於小机根古屋郷。在ニ城干茲、凡十有六年也。然後道灌不幸罹ニ干讒佞之利嘴、而爲ニ主君定正公一被ニ害殺一也。實于文明十八年之頃也。是以空城無主已七年也

矣。然後明應改元之頃、伊勢新九郎氏茂、發向關東、擅振武威。當此時、招致豆州戸倉之城主笠原越前守信爲、頼爲己之執權、轉彼戸倉之城主成小机城主。又賞之給與小机保内十八萬石、令領知之云々

小机築城の時期當事者は不明であるが、その名は既に「吾妻鏡」にあらわれている。即ち延應元年二月十四日の條に  
十四日、甲寅、武藏國小机郷鳥山等荒野可開發水田之由、被仰大夫尉泰綱

とある。小机城は降つて應仁文明の頃長尾景春に與して兩上杉氏に當つた矢野兵庫助の據點であつたが、文明十年四月太  
田道灌によつて攻略された。寶生寺(現横濱市南區堀内町所在)にはこの時の道灌の禁制狀と同寺が道灌の小机攻の戰勝祈願と陣中見  
舞として薯を贈つた好意に對する感謝の書狀が藏されている。即ち

禁制

武州久良木郡平子郷於石川談義所當手軍勢濫妨狼藉事

右有違犯之輩者可被處罪科之狀如件

文明十年二月 日

沙彌(太田道灌)  
(花押)

爲當陣御祈禱卷數一枝並薯蕷贈給候、祝着之至候也、恐々謹言

卯月十日

沙彌道灌(花押)

謹上 寶生寺

とあるのがそれである。小机城はその後伊勢新九郎氏茂即ち北條早雲が笠原越前守を戸倉城より移して城主としたとも或  
は二代氏綱が笠原越前守同能登守父子を城代とした(「小田原記」)ともいわれてゐるが、正否何れなりや遅に斷じ難い。

(六) 現在小机町鈴木武雄氏所藏文書に

禁制 相模國小机庄之内四人衆抱分

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一 放火事

一 對地下人百姓非分之儀申懸事

右條々堅令ニ停止ニ訖、若於ニ違犯之輩ニ者、速可レ被レ處ニ嚴科ニ者也

天正十八年四月 日 (秀吉朱印)

とある。

(七) 谷宗牧著一巻天文十三年から十四年にかけての紀行「群書類從」第三四〇所收

(八) 小麥石之小屋、可レ被ニ相拘ニ事簡要に候、依ニ走廻ニ氏政氏實(眞)へ御取合可ニ申上ニ候、尙各々相談彼小屋可レ被レ拘事專一候、仍如レ件

(永祿十二年)

己七月四日



二宮織部之丞

泰之

長谷川八郎左衛門尉

多門坊

實相坊

大鏡坊

須津小屋中

(九) 「小田原記」第五戸倉合戦之事等參照  
(十) 「江戸名所圖會」五 小机城跡

「小田原記」に、天永四年甲申正月十三日、北條氏綱、上杉朝興を攻落し、歸陣の後、小机の城を普請ありと記せり、依老臣笠原越前守、同能登守父子を城代として、此所に居住せしむとなり

(十一) 越前「眞田文書」に

急度染ニ一筆候、今六日蒲原之根子屋放火之處、在城之衆悉出合之條、遂ニ一戰ニ得ニ勝利ニ爲ニ始ニ城主北條新三郎、清水、狩野介不レ殘討取、即時城乗取候、誠前代未聞之仕合ニ候、猶本城江者山縣三郎(昌景)兵衛尉相移、此表一返本意可ニ心易ニ候、恐惶

謹言

十二月六日

一德齊

(武田)  
信玄

眞田源太左衛門(信綱)  
(附脱力)

とあり信玄の得意想うべしである。なお甲斐「惠林寺文書」にも  
就于蒲原落居、早々御音問祝著候、抑去六日當城宿放火候キ、例式四郎(武田勝頼)  
(武田信綱)、左馬助、柳爾故、無紋に城へ責登候、寃恐怖候處、不  
思儀に乘崩、城主北條新三郎兄弟、清水、笠原、狩野介巳下之凶徒、惣而當城に所ニ楯籠(卒)之士率不レ殘討捕候、當城之事者、  
海道第一之嶮難之地に候、如レ此輒達ニ本意候、非一人作候、剩味方一人も無レ恙候、可ニ御心易候、恐々謹言

十二月十日

徳秀齊

御返報

信玄(花押)

と記されている。

(十二)

武藏「陽雲寺文書」に

敬白起請文因金錢吉卦金之、

右意趣者

一今度向于駿州出陳、則蒲原落城、興國寺同前、駿州圓令(一脫力)  
(元龜元年)靜謐、達ニ信玄本意者、從來庚午歲付從己巳十一月  
一禁二肉食、可レ學ニ天臺之化行ニ之更、

一越後潰亂出來、向吾信上二國ニ不レ動ニ干戈、然駿豆兩州屬ニ信玄之裡者、諷方一郡無ニ私用ニ可レ寄ニ附兩社ニ之更、一至ニ于來庚午歲、如神約ニ奉レ勸ニ請飯繩於甲州ニ之更、付如金錢文可有御社領、

三箇條理令違犯者、可レ蒙ニ刀八毘沙門天王、諱方上下大明神、飯繩大明神御罰者也

永祿十三年十一月九日

(武田)  
法性院信玄(花押)

と見えている。

(十三)

氏秀は四月五日に小田原を發し、同二十五日には輝虎は氏秀に自らの幼字を與えて景虎と稱せしめてその姪長尾政景の女を配している。「上杉家文書」には次のように記されている。

去廿五、息三郎於御城中被遂御祝儀之由、誠以千秋萬歳之至、於愚老一本望満足不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候、近日以使者御祝儀可申展候、  
氏政者敵陣程近遂對陣一間、此度不<sub>レ</sub>及御返事候、非無沙汰候、願而以<sub>レ</sub>使可申入候、愚老相心得可申達由候、恐々謹言

五月十二日

(北條)  
氏康(花押)

山内殿

しかし景虎は天正六年輝虎の死後景勝と繼嗣を争い、遂に敗死した。その間の事情は輝虎の死後十日にして早くも爭論あり、景勝は自らその後を嗣ぎ、五月景虎は春日山城を出て府内御館城に據つて景勝に對抗し、上杉氏の將士兩黨に分屬して争い、勝頼も氏政の請により兵を信越國境に出し、景勝これに和を求める等越後は大に多事であつたが、勝頼兩者間を斡旋して和議一度成つたが、再び亂れ、翌七年に至つて御館城の命數ようやく極まり、前關東管領上杉憲政、景虎の一子道満丸は景勝の兵に寄せられ、景虎また敗れて鮫尾城に遁れたが、三月二十四日城遂に陥り景虎は自殺した。

なお景虎の最後については、近くは佐藤進一氏が新潟縣の委嘱によつて編纂された「越後文書寶翰集」にも「上杉景勝書狀」として次のように見えている。

急度申し遣候、仍去月廿四館落居、三郎切腹、其外始<sub>ニ</sub>南方衆<sub>ニ</sub>楯籠者共一人も不<sub>レ</sub>洩討果候、去月以來之散<sub>ニ</sub>憤懣、大慶不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候、拟又有<sub>ニ</sub>其許涯分走廻、<sub>(中條景泰)</sub>越前守身上可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>馳走一事肝要候、猶越前守可<sub>ニ</sub>申越候、穴賢ぐ

尙々此度越前守雖下可ニ指下ニ候上、  
其元未落居之由候間、如何共とり

さかの地於ニ計策仕者其上必  
可ニ指下ニ候、無ニ油斷ニ可レ令

才覺ニ候、以上

卯月八日

景勝(花押)

(十四)

一獅子濱百姓退轉候之間、前々役不レ致レ之、舟共改役等申ヨ付之事、  
一五ヶ村へ出入之舟きふく改、ゑんせうなまり鐵砲至ニ子有レ之者可ニ申上一事、  
一口野四ヶ村之舟たちうみの間、つりに罷出事、かたく令ニ停止ニ候、若此旨押而罷出候者、過失可ニ申付一事、  
右、三ヶ條之旨背者有レ之者、過失可ニ申付者也、仍如レ件

築地修理亮とのヘ  
(金井)

未四月晦日

眞田奉之

植松右京助殿

(十五)

「史學雜誌」四六ノ九、六九ノ七一頁「北條氏の印判に關する研究」中「有虞寶証陶唐の印判」の項參照

(十六)

於ニ五ヶ村ニ鱗もらい之儀、如ニ前々可ニ致レ之候、向後横合申者有レ之間敷候、爲レ其御印判を被レ下者也、仍如レ件

(天正元年)

癸酉二月朔日

二宮織部丞奉

植松右京亮殿

自ニ前々於ニ五ヶ村ニ陣夫召仕由申上間、如ニ前々無ニ相違、從ニ當陣ニ可ニ召仕者也、仍レ如件

西

七月十七日

二宮織部奉

植松右京亮殿

此度越度を以被召上兵糧百四俵、御直興一郎に於五ヶ村早々相渡、請取を取可懸御目者也、仍如件

(天正三年)  
甲戌

七月四日

二宮奉

植松右京亮殿

(十七) 「史學雑誌」四六ノ九、七三〇七頁「北條氏の印判に關する研究」中「桐圭の印判」の項參照

續

小机の二つの寺（浅子勝二郎）

(二九九)

一一